

第2章 総務部

[総務部]

1. 歴代三役

(1) 市長

歴代	氏名	在任期間
1	小泉吉太郎	明治 22・5・27 ~ 明治 28・6・22
2	羽生氏熟	明治 28・7・16 ~ 明治 28・11・22
3	御代弦	明治 29・2・22 ~ 明治 38・3・28
4	野口能毅	明治 38・4・4 ~ 明治 39・7・5
5	大久保鉄作	明治 39・8・15 ~ 大正 5・8・14
6	井上廣居	大正 5・8・18 ~ 昭和 7・9・3
7	湊鶴吉	昭和 7・10・5 ~ 昭和 9・9・5
8	鈴木安孝	昭和 9・10・28 ~ 昭和 13・10・27
9	村地信夫	昭和 14・2・11 ~ 昭和 16・10・22
10	加賀谷朝蔵	昭和 17・9・23 ~ 昭和 20・9・22
11	児玉政介	昭和 20・12・5 ~ 昭和 22・3・24
	児玉政介	昭和 22・4・5 ~ 昭和 26・4・4
12	武埴祐吉	昭和 26・4・25 ~ 昭和 30・4・13
	武埴祐吉	昭和 30・4・30 ~ 昭和 34・4・29
13	川口大助	昭和 34・4・30 ~ 昭和 38・4・29
	川口大助	昭和 38・4・30 ~ 昭和 42・4・29
	川口大助	昭和 42・4・30 ~ 昭和 46・4・29
14	荻原麟次郎	昭和 46・4・30 ~ 昭和 47・12・24
15	高田景次	昭和 48・2・11 ~ 昭和 52・2・10
	高田景次	昭和 52・2・11 ~ 昭和 56・2・10
	高田景次	昭和 56・2・11 ~ 昭和 60・2・10
	高田景次	昭和 60・2・11 ~ 平成 元・2・10
	高田景次	平成 元・2・11 ~ 平成 2・4・10
16	石川鍊治郎	平成 2・5・27 ~ 平成 6・5・26
	石川鍊治郎	平成 6・5・27 ~ 平成 10・5・26
	石川鍊治郎	平成 10・5・27 ~ 平成 13・6・6
17	佐竹敬久	平成 13・7・8 ~ 平成 17・7・7
	佐竹敬久	平成 17・7・8 ~ 平成 21・2・24
18	穂積志	平成 21・4・12 ~ 平成 25・4・11
	穂積志	平成 25・4・12 ~ 平成 29・4・11
	穂積志	平成 29・4・12 ~

(2) 助役（平成19年3月31日をもって、助役制度を廃止）

歴 代	氏 名		在 任 期 間
1	根 田 忠 正		明治 22・6・5 ~ 明治 26・10・30
	根 田 忠 正		明治 26・11・27 ~ 明治 29・8・11
2	平 野 貞 幹		明治 29・8・22 ~ 明治 35・8・21
3	市 川 護 久		明治 35・9・12 ~ 明治 38・7・15
4	大 槻 俊 綱		明治 38・8・19 ~ 明治 43・5・2
5	高 根 為 吉		明治 43・6・3 ~ 大正 5・6・2
	高 根 為 吉		大正 5・7・30 ~ 大正 9・7・30
6	戸 崎 順 治		大正 9・11・11 ~ 大正 13・11・10
	戸 崎 順 治		大正 13・11・11 ~ 昭和 3・11・10
7	長 谷 部 順 治		昭和 4・1・15 ~ 昭和 8・1・14
	長 谷 部 順 治		昭和 8・2・5 ~ 昭和 12・2・2
8	小 貫 太 郎		昭和 14・6・29 ~ 昭和 18・6・28
9	藤 井 喜 太 郎		昭和 18・7・28 ~ 昭和 22・4・7
10	佐 藤 儀 助		昭和 22・4・18 ~ 昭和 26・4・17
11	小 畑 勇 二 郎	第 一	昭和 26・6・21 ~ 昭和 30・3・16
12	藤 井 喜 太 郎	第 二	昭和 26・6・21 ~ 昭和 30・6・20
	藤 井 喜 太 郎	”	昭和 30・6・21 ~ 昭和 34・4・29
13	塩 谷 末 吉	第 一	昭和 30・6・20 ~ 昭和 34・3・20
14	小 島 政 見	第 一	昭和 34・5・24 ~ 昭和 38・5・23
	小 島 政 見	”	昭和 38・5・24 ~ 昭和 42・5・23
	小 島 政 見	”	昭和 42・5・24 ~ 昭和 46・5・23
15	斎 藤 石 雄	第 二	昭和 38・8・9 ~ 昭和 42・8・8
	斎 藤 石 雄	”	昭和 42・8・9 ~ 昭和 46・8・8
16	船 山 忠 重	第 一	昭和 48・3・5 ~ 昭和 52・3・4
	船 山 忠 重	”	昭和 52・3・5 ~ 昭和 56・3・4
	船 山 忠 重	”	昭和 56・3・5 ~ 昭和 60・3・4
17	小 林 義 七 郎	第 二	昭和 48・3・5 ~ 昭和 52・3・4
18	柏 谷 廉	第 二	昭和 52・3・5 ~ 昭和 56・3・4
	柏 谷 廉	”	昭和 56・3・5 ~ 昭和 58・12・5
19	佐 藤 博 之	第 二	昭和 58・12・6 ~ 昭和 60・3・31
20	田 村 君 夫	第 二	昭和 60・4・1 ~ 平成 元・3・31
	田 村 君 夫	”	平成 元・4・1 ~ 平成 3・12・5
21	照 井 清 司	第 一	昭和 60・4・1 ~ 平成 元・4・30
	照 井 清 司	”	平成 元・4・4 ~ 平成 2・4・28
22	土 田 康 雄	第 一	平成 3・2・1 ~ 平成 7・1・31
	土 田 康 雄	”	平成 7・2・1 ~ 平成 11・1・31
	土 田 康 雄	”	平成 11・2・1 ~ 平成 13・3・26
23	工 藤 昇	第 二	平成 4・1・27 ~ 平成 8・1・26
24	鈴 木 忠	第 二	平成 8・1・27 ~ 平成 12・1・26
25	相 場 道 也	第 二※1	平成 12・1・27 ~ 平成 16・1・26
	相 場 道 也		平成 16・1・27 ~ 平成 18・6・30
26	松 葉 谷 温 子		平成 14・2・1 ~ 平成 18・1・31
27※2	飯 塚 明		平成 18・2・1 ~ 平成 19・3・31
28※2	大 山 幹 弥		平成 18・7・1 ~ 平成 19・3・31

※1 平成14年1月31日をもって第一助役、第二助役制度を廃止

※2 平成19年4月1日から副市長

(3) 副市長

歴代	氏名	在任期間
1	飯塚 明	平成 19・4・1 ~ 平成 21・7・28
1	大山 幹 弥	平成 19・4・1 ~ 平成 22・3・31
3	石井 周 悦	平成 22・2・1 ~ 平成 26・1・31
	石井 周 悦	平成 26・2・1 ~ 平成 30・1・31
	石井 周 悦	平成 30・2・1 ~
4	中川 康 行	平成 22・4・1 ~ 平成 23・12・31
5	鎌田 潔	平成 24・1・28 ~ 平成 28・1・27
	鎌田 潔	平成 28・1・28~

(4) 収入役（平成20年1月29日をもって、収入役制度を廃止）

歴代	氏名	在任期間
1	大山 泰 蔵	明治 22・6・29 ~ 明治 28・6・28
	大山 泰 蔵	明治 28・6・29 ~ 明治 32・2・23
	大山 泰 蔵	明治 32・2・28 ~ 明治 38・3・27
	大山 泰 蔵	明治 38・2・28 ~ 明治 41・3・28
2	神尾 重 信	明治 41・5・4 ~ 大正 3・5・3
	神尾 重 信	大正 3・5・4 ~ 大正 7・5・3
	神尾 重 信	大正 7・5・4 ~ 大正 11・5・6
3	佐藤 信三郎	大正 11・5・17 ~ 大正 15・5・16
	佐藤 信三郎	大正 15・5・17 ~ 昭和 5・5・16
	佐藤 信三郎	昭和 5・5・17 ~ 昭和 10・2・20
4	坂本 武 治	昭和 10・2・21 ~ 昭和 14・2・20
	坂本 武 治	昭和 14・2・27 ~ 昭和 16・11・6
5	豊田 得 三	昭和 18・8・1 ~ 昭和 19・10・4
6	池田 善 蔵	昭和 19・11・22 ~ 昭和 23・11・21
	池田 善 蔵	昭和 23・11・25 ~ 昭和 27・11・24
	池田 善 蔵	昭和 27・11・25 ~ 昭和 31・11・24
7	奈良 恭三郎	昭和 31・12・20 ~ 昭和 35・12・19
	奈良 恭三郎	昭和 35・12・20 ~ 昭和 36・12・20
8	舘山 與 一	昭和 36・12・21 ~ 昭和 40・12・20
	舘山 與 一	昭和 40・12・21 ~ 昭和 44・12・20
9	富樫 重次郎	昭和 44・12・21 ~ 昭和 48・12・20
10	神成 福 治	昭和 48・12・25 ~ 昭和 52・12・24
	神成 福 治	昭和 52・12・25 ~ 昭和 56・12・24
11	佐藤 博 之	昭和 56・12・25 ~ 昭和 58・12・6
12	宮越 孝 二	昭和 58・12・6 ~ 昭和 60・3・31
13	遠藤 進	昭和 60・4・1 ~ 平成 元・3・31
	遠藤 進	平成 元・4・1 ~ 平成 3・12・5
14	佐々木 鍊 治	平成 4・1・30 ~ 平成 8・1・29
15	佐藤 義 則	平成 8・1・30 ~ 平成 12・1・29
16	保坂 五 郎	平成 12・1・30 ~ 平成 16・1・29
17	佐々木 敏 雄	平成 16・1・30 ~ 平成 20・1・29

2. 新庁舎の建設

旧庁舎は、昭和39年の完成から約50年が経過し、老朽化や耐震性の問題、また、庁舎分散による市民サービスの低下などの課題が顕著となっていた。このため、平成22年度に策定した新庁舎建設基本構想に基づき、平成25年12月「市民に親しまれ、市民サービスの向上を実現する、人に優しい庁舎」など、5つの基本コンセプトの実現に向けて建設工事に着手した。平成28年4月に工事が完成し、5月6日から新庁舎における業務を全面的に開始している。

平成28年度には、旧庁舎の解体、分館改修工事および駐輪場整備工事が完了した。また、平成29年12月に駐車場整備および植栽工事が完了したことにより、新庁舎建設に係るすべての事業が終了した。

【新庁舎概要】

工 事 名	秋田市新庁舎建設工事
工 事 場 所	秋田市山王一丁目1番1号（旧本庁舎東側）
敷 地 面 積	25,851.40㎡
延 べ 面 積	31,132.96㎡
構 造	鉄筋コンクリート造（免震構造）
階 数	地上6階 塔屋1階 地下1階
高 さ	29.15m
工 期	平成25年12月24日～平成28年4月28日（新庁舎部分は、平成28年3月15日まで）
設計・監理	日本設計・渡辺佐文建築設計・コスモス設計秋田市新庁舎建設設計共同企業体
施 工	清水・千代田・シブヤ・田村建設工事共同企業体

【新庁舎建設経緯】

- 昭和63年5月 庁舎建設準備委員会を設置（庁舎の狭あい化解消のため検討を開始）
- 平成元年8月 第二庁舎建設計画案作成業務を委託
 - 3年3月 庁舎建設基金条例を設定
 - 4年11月 庁舎建設検討委員会を設置（狭あい解消策について検討）
 - 5年4月 山王21ビルを借り上げ、教育委員会を移転
 - 7年9月 阪神淡路大震災の発生を受け、建設計画の抜本的な見直しを表明
 - 8年3月 平成19年国体開催までに新庁舎を建設する方針を表明
 - 8年6月 新庁舎建設検討委員会を設置
- 平成9年度 基本構想素案資料作成業務を委託（想定事業費：約200億円）
- 平成11年12月 建設方針の見直しを表明
 - 12年2月 平成26年度を建設完了の目安とする旨を表明
- 平成13年度 当面の措置として福祉棟を建設
- 平成13～17年度 庁舎の延命化工事に着手（事業費：約4億6千万円）
- 平成20年4月 建設準備室を設置し、基本構想の策定に着手
 - 21年6月 建設の再検討を表明
 - 21年8月 市庁舎耐震診断および整備計画検討等業務を委託
 - 22年6月 庁舎整備の方針として、分館を有効に活用しつつ、新庁舎を建設することを決定
 - 23年3月 基本構想を策定
 - 23年7月 基本設計における技術提案の公開ヒアリングを実施
 - 24年3月 基本設計を策定
 - 25年3月 実施設計を策定
 - 25年11月 建設工事の落札者を決定
 - 25年12月 建設工事契約、着手

平成28年 3月 本体部分の工事完成
 28年 4月 建設工事完成
 28年 5月 開庁
 29年 1月 分館改修工事完成・業務開始
 29年 3月 旧庁舎解体・駐輪場完成
 29年12月 駐車場整備・植栽工事完成
 新庁舎建設事業終了
 30年 4月 庁舎建設基金条例を廃止

【庁舎建設基金積立状況】 ※平成3年3月秋田市庁舎建設基金条例を設定

単位：千円

年 度	積 立 額				累計額
	一般財源	特財（運用 益）	取り崩し額	計	
2～22	8,075,306	242,969	0	8,318,275	8,318,275
23	0	6,321	-117,150	-110,829	8,207,446
24	0	5,872	-116,085	-110,213	8,097,233
25	0	6,385	-182,359	-175,974	7,921,259
26	0	4,442	-205,630	-201,188	7,720,071
27	0	3,753	-6,316,184	-6,312,431	1,407,640
28	0	505	-1,370,188	-1,369,683	37,957
29	0	17	-37,974	-37,957	0
合計	8,075,306	270,264	-8,345,570	0	

3. 職員数 (30.4.1現在)

単位：人

部 局 名	職 員 数	
	定 数	現 員
市長の補助機関	1,629	1,566
公平委員会	3	(兼4)
議会事務局	20	18
選挙管理委員会事務局	7	7
監査委員事務局	9	8
農業委員会事務局	14	12
教育委員会	461	304
上下水道局	218	177
消 防	410	406
計	2,771	2,498

4. 給与および報酬

(1) 市長等の給料月額 (17. 12. 1 適用)

単位：円

市 長	副 市 長	常勤の監査委員	教 育 長	企業管理者
1, 173, 000	899, 000	594, 000	708, 000	703, 000

※平成21年12月1日より上記給料月額から市長については10%、市長以外については5%を減額する措置を講じている。

(2) 一般職の給与

ア 初任給

単位：円

高 卒	短 大 卒	大 卒
147, 283	160, 086	179, 643

イ 一般行政職平均給料月額 (30. 4. 1現在)

321, 400円 (平均年齢43歳 3月)

ウ ラスパイレス指数の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
108. 1 (99. 9)	99. 2	98. 9	99. 6	99. 1

※平成25年度の()内は、国家公務員の時限的な給与削減措置がないとした場合の値である。

(3) 非常勤職員の報酬額

種 別		報 酬 額		適用年月日
市議会議員	議長	月額	704, 000円	17. 12. 1
	副議長	月額	655, 000円	〃
	議員	月額	625, 000円	〃
教育委員	委員	月額	67, 000円	24. 4. 1
		日額	10, 000円	〃
選挙管理委員	委員長	月額	49, 000円	〃
		日額	10, 000円	〃
	委員	月額	36, 000円	〃
		日額	10, 000円	〃
公平委員	委員長	月額	5, 000円	〃
		日額	10, 000円	〃
	委員	月額	3, 000円	〃
		日額	10, 000円	〃
農業委員	会長	月額	34, 000円	29. 7. 20
		日額	10, 000円	24. 4. 1
	会長代理	月額	32, 000円	29. 7. 20
		日額	10, 000円	24. 4. 1
	委員	月額	31, 000円	29. 7. 20
		日額	10, 000円	24. 4. 1
固定資産評価審査委員	委員長	日額	11, 000円	10. 4. 1
	委員	日額	9, 000円	〃

種 別		報 酬 額	適用年月日
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額	198,000円	24. 4. 1
	日額	10,000円	〃
市議会議員のうちから選任された監査委員	月額	27,000円	〃
	日額	10,000円	〃
民生委員推薦会委員	日額	7,000円	9. 4. 1
建築審査会委員	日額	7,300円	
社会福祉審議会	委員	日額	10. 4. 1
	審査部会委員	年額	〃
土地区画整理審議会委員	日額	7,300円	8. 4. 1
国民健康保険運営協議会委員	日額	8,800円	10. 4. 1
防災会議	委員	日額	4. 4. 1
	専門委員	日額	
開発審査会委員	日額	7,300円	
介護認定審査会委員	日額	20,000円	11. 10. 1
感染症の診査に関する協議会委員	日額	10,000円	17. 4. 1
国民保護協議会委員	日額	7,000円	18. 4. 1
介護給付費等の支給に関する審査会委員	日額	19,700円	〃
公立大学法人評価委員会委員	日額	10,000円	24. 10. 3
地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会委員	日額	10,000円	25. 6. 27
小児慢性特定疾病審査会委員	日額	10,000円	26. 12. 22
農地利用最適化推進委員	月額	31,000円	29. 7. 20
	日額	10,000円	〃
青少年問題協議会委員	日額	7,300円	4. 4. 1
功労者審査会委員	日額	7,300円	
文化財保護審議会委員	日額	7,300円	4. 4. 1
特別職の議員報酬等の額に関する審議会委員	日額	7,300円	9. 4. 1
都市計画審議会委員	日額	7,300円	
中央卸売市場運営協議会委員	日額	7,000円	
中央卸売市場取引委員会委員	日額	7,000円	
文化会館運営委員会委員	日額	7,300円	3. 4. 1
図書館協議会委員	日額	7,300円	4. 4. 1
文化振興審議会委員	日額	7,300円	
赤れんが郷土館協議会委員	日額	7,300円	
千秋美術館協議会委員	日額	7,300円	17. 4. 1
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	7,000円	10. 4. 1
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	10,000円	17. 4. 1
消費生活審議会委員	日額	7,000円	10. 4. 1
環境審議会委員	日額	7,000円	11. 4. 1
建築紛争調停委員会委員	日額	7,300円	
チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会委員	日額	7,000円	14. 7. 1
都市環境の創造および保全に関する審議会	委員	日額	7,300円
	専門委員	日額	7,300円
太平山自然学習センター運営協議会委員	日額	7,300円	15. 8. 22
退職手当審査会委員	日額	10,000円	22. 4. 1

種 別	報 酬 額	適用年月日
公設地方卸売市場運営協議会委員	日額 7,000円	24. 4. 1
公設地方卸売市場取引委員会委員	日額 7,000円	〃
公文書管理委員会委員	日額 10,000円	25. 4. 1
行政不服審査会委員	日額 10,000円	28. 4. 1
秋田城跡歴史資料館協議会委員	日額 7,300円	28. 4. 16
農業委員会委員候補者選考委員会委員	日額 7,300円	29. 1. 1
生活環境保全審議会委員	日額 7,000円	29. 4. 1
障がい者差別解消調整委員会委員	日額 7,000円	30. 4. 1
障がい者差別解消支援地域協議会委員	日額 7,000円	30. 4. 1
選挙長	日額 10,600円	19. 7. 3
投票所の投票管理者	日額 12,600円	〃
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円	〃
開票管理者	日額 10,600円	〃
投票所の投票立会人	日額 10,700円	〃
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円	〃
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額10,700円以内において従事する時間に応じ任命権者が定める額。	26. 4. 1
開票および選挙立会人	日額 8,800円	〃
土地区画整理事業評価員	日額 7,300円	
社会教育委員（会議に出席した場合に限る。）	日額 7,300円	4. 4. 1
外国語指導助手	月額400,000円以内において任命権者が定める額。	24. 4. 1
その他の非常勤の職員	日額8,800円以内又は月額302,000円以内において市長が定める額。ただし、特に高度の専門的な知識経験等を必要とする職務にある職員として市長が認めるものにあつては、日額105,000円以内又は月額622,000円以内。	24. 4. 1

5. 職員研修

(1) 基本方針

秋田市人材育成基本方針では、めざす職員像として「市民・地域・組織にとって価値ある職員」を掲げており、「人事」・「研修」・「職場」での取組と、人事評価制度の連携による効果的な人材育成を進めている。

この方針の中で、職員研修は、職員としての使命と責任の自覚を促し、職務遂行に必要な知識・技能を習得させ、職員の資質向上を図る役割を担う。

今後、新・県都『あきた』成長プランに掲げる「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」のもと、市民サービスのさらなる向上にむけて、職員一人ひとりがその能力や意欲を存分に発揮することが求められ、組織においては、職員の力を育て、引き出し、職場の推進力としてまとめ上げることが重要となる。

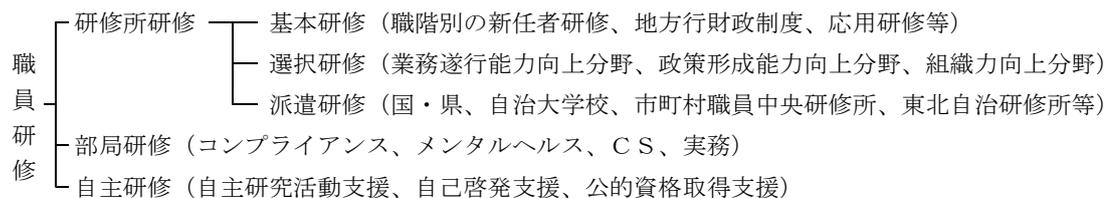
これらのことから、職員研修においては、「秋田市人材育成基本方針」（平成28年3月策定）および「秋田市職員研修実施計画」（平成28年3月策定）に基づき、職員のキャリアや担当業務に応じた多様な研修機会の提供などによる能力開発と活力ある職場づくりを進める。

【めざす職員像 : 市民・地域・組織にとって価値ある職員】

5つの行動指針

- 『喜働』…組織の一員として互いに尊重し合い、仕事や問題などを抱え込まずに協力して解決する。
- 『市民視点』…常に市民の感覚や立場で考え、協働の視点をもって行動する。
- 『チャレンジ』…自ら進んで知識・技術等の習得に励み、前例にとらわれず困難な課題に挑戦する。
- 『スピード感・コスト意識』…経営感覚を磨き、中長期的な視点や直面する仕事の有益性や緊急性を正しく見極め、迅速・的確に決断・行動する。
- 『信頼・感動』…高い倫理観と品格等を備え、プラスアルファの感動を与えるサービスを追求する。

(2) 職員研修事業の体系



6. 福利厚生

(1) 健康管理

- ア 定期健康診断（全職員）
- イ 腹部超音波検診（35歳以上の希望する職員）
- ウ 胃部検診（35歳以上の希望する職員）
- エ 婦人科検診
子宮頸部がん・卵巣腫瘍検診（20歳以上の希望する職員）
乳がん検診（30歳以上の希望する職員）
- オ VDT作業従事者健診（1日3時間以上で週4日以上作業を行う職員）
- カ じん肺健診（関係業務に常時従事しており健診を希望する職員）
- キ アスベスト健診（関係業務に従事しているか過去に従事していたことがあり健診を希望する職員）
- ク B型肝炎感染予防接種（清掃作業等従事職員）
- ケ ストレスチェックの実施

(2) 労働安全衛生

労働安全衛生組織の設置による危険および健康障害の防止

(3) 被服貸与

事務服の貸与

7. 防災・その他の危機管理

(防災安全関係予算額 132,675千円)

(1) 秋田市地域防災計画

本市では、災害対策基本法に基づき昭和39年に「秋田市地域防災計画」を策定し、その後、大規模災害発生時における教訓を踏まえて適宜修正を加えてきている。阪神・淡路大震災後の見直しとなった平成10年度の修正では、より実効性のあるものとするため大幅な見直しを行っている。

また、平成20年度には、合併による市域拡大を反映させるとともに、応急活動計画等に時系列表記を取り入れ、平成25年度には、東日本大震災を踏まえた県の地震被害想定の見直しや災害対応の現状と課題等を踏まえた全面的な見直しを行っている。平成30年度は、その後の豪雨・土砂などによる各種被害の発生と水防体制の強化など県の修正を踏まえ本計画を修正する。

(2) 危機管理体制の構築

危機管理計画および危機管理マニュアルの運用を平成22年4月1日から開始しており、必要に応じて修正を行うなど、各部局における危機管理マニュアルの適正管理に努めている。

また、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの防災情報や弾道ミサイル発射等の国民保護に関する有事情報を受信することができるJ-Alert（全国瞬時警報システム）を整備し、危機管理体制の強化を図っている。

さらに、平成24年度は大規模地震を想定した業務継続計画（BCP）を策定している。

(3) 避難標識の設置・整備

ア 地震等の災害発生時における避難場所を市民に周知するため、避難標識を計画的に設置している。

(30.4.1現在)

避難場所	132カ所	避難場所 の種別	グラウンド	90
避難場所標識設置箇所	101カ所		公園	20
避難場所案内板設置箇所	38カ所		野球場・競技場・球技場	9
避難場所誘導板設置箇所	13カ所		その他	13
			計	132

イ 地震による津波発生時における指定緊急避難場所（津波）を市民に周知するため、避難標識を計画的に設置している。

平成30年度は、土崎、中央、茨島、勝平地区に津波避難誘導標識等を整備し、指定緊急避難場所の表示標識を災害種別図記号を用いた標識に更新する。

(30.4.1現在)

指定緊急避難場所（津波）	46カ所	指定緊急避難場所 の種別	グラウンド	12
指定緊急避難場所（津波）	29カ所		公園	9
標識設置箇所			駐車場	4
津波注意標識設置箇所	8カ所		球技場	2
津波避難誘導標識設置箇所	5カ所		その他	19
		計	46	

(4) 自主防災組織の結成・育成

災害時には、自治会の隣保協同の精神に基づき、相互に力を合わせて火災の防止、被害者の救出、救護、避難等の活動を組織的に行い、被害の軽減に努めることが大切であり、このような観点から未組織町内会に対し、組織結成の働きかけを行うほか、地区や小学校区といった単位の協議会の結成を促進し、未組織町内会についても、広範囲にカバーできるような体制づくりを推進する。また、新規結成組織に対する防災資機材助成に加えて、災害避難路マップ作成に係る補助金の交付および結成から一定期間経過し積極的な活動をしている組織に対する防災資機材助成を行うほか、訓練および研修会等を通じて自主防災組織の育成強化に努めている。

(30.4.1現在)

町内会総数	1,023	結成済町内会数	756	未結成町内会数	267	組織率	73.9%
-------	-------	---------	-----	---------	-----	-----	-------

(5) 防災の啓発

防災に対する基礎知識の習得と、防災意識の高揚を図るため、防災の日等あらゆる機会をとらえ、積極的に防災に関するPRに努めている。

また、東日本大震災などの地震による大規模災害や、局部的豪雨による浸水や土砂災害などが全国的に発生していることから、地域における防災力を強化するため、各地域を対象に避難訓練等の実施を支援している。

(6) 総合防災訓練の実施

災害時における本市の防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図るため、毎年人命に関わる負傷者等の救出、ライフライン復旧等の防災訓練を実施している。平成30年度は、中央地域等において地域住民にも参加を呼びかけて訓練を実施する。

(7) 緊急救援物資の備蓄等

災害時の応急対策として、避難所において安全で安心な避難生活を確保するため、秋田県と県内各市町村との共同備蓄計画に基づき、食糧、飲料水などを計画的に備蓄するとともに、賞味期限が到来するものや購入から長期間経過し品質劣化の恐れがある生活用品などの更新を行う。さらに、民間事業者と災害時応援協定を締結するなどし、流通備蓄の充実に努めるとともに、避難所に指定した新設の学校等に特設公衆電話や発電機などを設置し、避難所機能の強化を図る。

(8) 防災ネットあきた（災害時情報提供システム）の運用

災害発生時における電話や広報車による情報伝達といった従来の広報手段とあわせ、パソコンや携帯電話・ファックスに各種災害情報を一斉配信する「防災ネットあきた」を運用し、情報伝達体制の強化を図っている。

(9) 津波シミュレーションシステムの導入

津波が、実際にどのように浸水してくるのか、また津波到達前の避難行動をどうするのかをVRにより体験できるシミュレーションシステムを導入し、住民等の迅速な避難行動・避難誘導を啓発する。

(10) 津波避難計画の策定

「津波対策の推進に関する法律」において津波避難計画を策定し、公表に努めるよう定められていることから、県が示した津波避難計画策定指針（平成26年10月）に基づき、秋田市津波避難計画を策定する。策定により住民の迅速かつ的確な避難行動を確立し、人的被害の低減を図る。

(11) 国民保護に関すること

武力攻撃事態等において、国・県による警報・避難指示の市民への伝達や市民の避難誘導、救援等の国民保護措置における市の役割を迅速かつ的確に実施するため、平成18年度に国民保護計画を作成し、平成26年度には国の「国民の保護に関する基本指針」等の変更を踏まえた変更を行っている。

(12) 水防訓練の実施

水防団員の士気高揚と水防技術の向上を図り、水防体制を強化することを目的として水防訓練を実施している。本年度も出水期に備え、雄物川河川敷で訓練を実施している。

(13) 災害等への対応

大雨や暴風などの自然災害や、遭難、油流出等の事案発生時には、関係機関と連携し警戒体制を取り、現場確認や被害状況の把握に努めている。

(14) 災害時応援協定

災害時における応急生活物資の確保や応急対策活動の協力を得るため、民間事業者との協定締結を推進している。

(15) 危険な空き家等への対応

空家等対策の推進に関する特別措置法および秋田市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、本市に所在する危険度の高い空き家等について、倒壊等による事故や資材の飛散による通行人等への被害を防止するため、空き家等の所有者等への指導等を行うとともに、必要に応じて危険な空き家等への緊急安全措置および所有者等へ除却費に係る補助金の交付を行う。

(16) 災害情報の収集や伝達

デジタル式移動系防災行政無線について、通信可能なエリアを市域の約7割、住家のある地域は全域カバーするように拡大し、災害時の情報収集と津波警報サイレンによる情報伝達を行うほか、災害対策本部情報システムを本庁舎内の災害対策本部室に設置し、被災状況の分析・表示、被災者支援など迅速かつ的確な災害対応を可能としている。

また、災害時に自動起動する緊急告知ラジオは、平成29年度に要配慮者利用施設および小中学校に配付しており、平成30年度は各地区の自主防災組織の代表者等への貸与を行い迅速な情報伝達を推進する。

8. 行政改革推進状況

(1) 新・県都『あきた』改革プラン(第6次秋田市行政改革大綱)の推進

新・県都『あきた』改革プランは、少子高齢化の進行や地方分権・地域主権改革、厳しい財政状況などへ対応するため、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりと経営資源の最適配分を実現する仕組みづくりを進め、総合計画に掲げる基本理念の実現を通じて市民サービスの向上を図ることとした、本市の行政改革の基本指針となるものである。

平成27年4月にスタートした新たな改革プランでは、市民協働のさらなる推進や公共施設の全体最適化などの引き続きの課題への対応や人口減少・少子高齢社会の進行、ICTの急速な進展、厳しい財政見通しと組織のスリム化等への取組が必要となっていることを踏まえ、これらの課題に対応するため、地域社会において、今後とも市民が満足度の高い豊かな公共サービスを受けられるよう「公共サービスの改革」を進める一方で、行政においては、将来にわたって安定的な財政基盤を確立するための「財政運営の改革」と社会経済情勢の変化に適応した行政組織への転換を図るための「組織・執行体制の改革」を進めていくこととする。

(2) これまでの主な行政改革の実績

本市では、昭和60年の秋田市行政改革推進本部の設置以降、公営企業改革として、民間へのガス事業の譲渡やバス路線の全面移管のほか、公社等の見直しとして、都市建設公社を解散するとともに、財団法人緑地管理公社と財団法人環境保全公社を統合し、新たに秋田市総合振興公社を設立するなど、改革の推進に努めてきた。

平成18年度を初年度とする「第4次秋田市行政改革大綱」においては、市民協働・都市内地域分権の推進に向け、市民サービスセンターを整備し、同センターへの権限や予算の移譲により行政機能を充実、強化したほか、PFI手法による市営住宅の整備やごみ収集業務の民間への全面委託に取り組み、民間活力の導入を図った。

平成23年度を初年度とする「第5次秋田市行政改革大綱」においては、市民サービスセンター等で住民自治組織が指定管理者となり、市民協働による地域に密着したサービスの提供を行ったほか、中長期財政見通しに基づく財政運営の推進により歳入に見合う歳出構造への転換を図った。また、秋田公立美術大学や市立秋田総合病院の地方独立行政法人化を実現した。

9. 公文書管理制度

秋田市公文書管理条例による公文書管理制度は、市の実施機関および地方独立行政法人を対象とし、市民の知る権利を尊重し、市の有するその諸活動を現在および将来の市民に説明する責務を全うすることを目的としている。

この条例では、公文書等の管理に加え、歴史的に重要である特定歴史公文書等の利用も開始しており、明治時代以降の市会議事録、市事務簿などの文書の閲覧などが可能となったことから、利用請求者が特定歴史公文書等を容易に利用できる環境を整えるため、特定歴史公文書等の目録作成およびスキャナ撮影を行ってデータベース化を図っている。

なお、この条例の平成26年4月1日全面施行に必要な関係規則等については、市長が公文書管理委員会へ諮問し、同委員会において全6回の審議を行った後、市長への答申がなされ、これを受けて設定している。

・「秋田市公文書管理条例」

平成24年12月27日 公布

- 平成25年4月1日 一部施行
規則等を設定又は改廃するための公文書管理委員会に係る規定のみ
- 平成26年2月12日 条例の施行に必要となる「秋田市公文書管理条例施行規則」、「秋田市特定歴史公文書等利用等規則」および「秋田市公文書管理規程」の設定ならびに「秋田市文書取扱規程」の全部改正
- 平成26年4月1日 施行（関係規則等を含む。）
- 平成28年4月1日 一部改正条例施行
秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定およびこれに伴う秋田市情報公開条例の改正ならびに行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

10. 情報公開制度

情報公開制度は、実施機関（地方独立行政法人を含む。）が保有している情報を市民が知りたいと思うときに、それを入力し、利用できるよう、市民に対して情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関に対して情報を開示することを義務付けている。

本市における情報公開は、原則公開の確立、プライバシーの保護、市民の利用しやすい制度の確立および公正で迅速な救済制度の確立を基本原則として制度化している。

また、より開かれた市政を推進するため、情報公開制度と併せて、資料閲覧コーナーを設置し、市政に関する資料等の提供を行っている。

・「秋田市情報公開条例」

- 平成9年12月18日 公布
- 平成10年7月1日 施行
平成10年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了した公文書について適用
- 平成17年7月1日 一部改正条例施行
公文書の範囲に電磁的記録を含め、「職員が組織的に用いるもの（組織共用文書）」とするなど、旧条例18条のうち11条を一部改正し、16条を新設した。
- 平成19年10月1日 一部改正条例施行
郵政民営化法の施行に伴う規定の整備をした。
- 平成25年4月1日 一部改正条例施行
実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」を加える改正のほか、規定の整備をした。
- 平成26年4月1日 一部改正条例施行
平成10年4月1日以前の公文書も開示の対象とするとともに、公文書の定義から特定歴史公文書等を除く等の改正のほか、規定の整備をした。
- 平成27年4月1日 一部改正条例施行
独立行政法人通則法の一部改正に伴う規定の整備をした。
- 平成28年4月1日 一部改正条例施行
秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴う改正および行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

(1) 公文書開示請求等の状況

単位：件

年度	処 理 状 況						取下げ	却下	合 計
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	小計			
29	93	92	0	6	0	191	7	1	199

(2) 公文書開示請求等に対する審査請求は 1 件

(3) 資料閲覧コーナー配架数 1,505冊

11. 個人情報保護制度

本市は、電子計算組織に係る個人情報に限らず、手書処理されている個人情報も含めた総合的な制度を確立するため、平成17年3月に「秋田市個人情報保護条例」を制定した。

この条例では、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する個人の権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

・「秋田市個人情報保護条例」

平成17年3月23日 公布

平成17年7月1日 施行

平成19年10月1日 一部改正条例施行

郵政民営化法の施行に伴う規定の整備をした。

平成21年4月1日 一部改正条例施行

統計法の施行に伴う規定の整備をした。

平成25年4月1日 一部改正条例施行

実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」を加える改正のほか、規定の整備をした。

平成27年4月1日 一部改正条例施行

独立行政法人通則法の一部改正に伴う規定の整備をした。

平成27年10月5日 一部改正条例一部施行

番号利用法の施行に伴い、特定個人情報の利用の制限等について定めるための改正のほか、規定の整備をした。

平成28年4月1日 一部改正条例施行

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴う改正および行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

平成29年5月30日 一部改正条例施行

番号利用法の施行に伴い、規定の整備をした。

平成29年6月30日 一部改正条例施行

番号利用法の施行に伴い、保有特定個人情報の範囲および保有特定個人情報の訂正を実施した場合の通知に係る規定を改めるため改正した。

(1) 保有個人情報開示請求等の状況

単位：件

年度	処 理 状 況						取下げ	合 計
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	小計		
29	26	9	0	8	0	43	0	43

※ 1 件の請求に対して 2 つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

(2) 保有個人情報利用停止請求は 0 件

(3) 保有個人情報訂正請求は 1 件

12. 契約

秋田市が発注する工事の請負や物品の購入および修繕、さらに測量等の業務委託に係る契約締結事務を行い、事務執行の効率化に資する。

13. 財産管理・活用

市の所有する普通財産の適切な管理を行うとともに、未利用地、未利用建物については、売却・貸付等の利活用の推進に努める。

14. 庁舎

昭和39年に旧本庁舎を建設以来、行政需要が毎年増大し、これに伴う職員の増加、組織機構の改革拡大、事務機械の導入等により年々狭あいになり、日常の効率的な事務の執行に支障をきたしたため、昭和52年に庁舎分館、昭和60年には消防庁舎を建設した。

また、地方分権の進展等を背景に、より一層充実した職員研修を実施するため、平成10年に職員研修棟を建設した。

平成13年には、来庁者の利便性向上と庁舎狭あいの解消を目的に福祉棟を建設したほか、平成16年には職員会館を山王別館に改め、庁舎として行政利用した。

旧本庁舎の老朽化に伴い、平成25年度から新庁舎の建設工事に着手し、平成28年度の新庁舎の完成に伴い、旧庁舎（本庁舎、議場棟、福祉棟）を解体し、新たに「市民の広場」、「駐車場」の整備を進め、平成29年12月に整備が終了した。分館については、平成28年度に耐震改修を行い、総合書庫等として活用を開始した。山王別館については、老朽化のため平成29年度に解体が完了した。

また、消防庁舎については、新庁舎の開庁に伴い、庁舎の主たる使用者が消防本部となったため、平成29年度から同本部へ移管した。

(1) 庁舎の現況（再掲）

ア 落成年月日	平成28年4月28日
イ 工 期	平成25年12月24日～平成28年4月28日
ウ 敷地面積	25,851.40㎡
エ 建築面積	5,676.37㎡
オ 延べ面積	31,132.96㎡
カ 構 造	鉄筋コンクリート造（免震構造）
キ 規 模	地上6階、塔屋1階、地下1階
ク 事業費	14,580,836千円
ケ 財源内訳	社会資本整備総合交付金 347,692千円 庁舎建設基金 8,108,867千円 合併特例債 5,318,400千円 その他起債 428,800千円 一 般 財 源 377,077千円 計 14,580,863千円

(2) 庁舎分館

ア 落成年月日	昭和52年5月30日
イ 建築面積	542㎡ 延べ面積 2,583㎡
ウ 構 造	鉄骨造 地上4階、地下1階
エ 建築工事費	311,900千円
オ 財源内訳	一般財源 251,900千円

都市建設公社納付金 60,000千円

計 311,900千円

カ 耐震改修 平成28年7月1日～平成29年1月11日（改修工事費 73,039千円）
(3) 職員研修棟

ア 落成年月日 平成10年12月22日

イ 建築面積 399.97㎡ 延べ面積 798.81㎡

ウ 構造 鉄骨プレハブ造 地上2階

エ 建築工事費 123,764千円

オ 財源内訳 一般財源

15. 工事検査件数（1件の契約金額が300万円以上の工事）

単位：件

年 度	分 類			計
	土 木	建 築	設 備	
25	248	70	94	412
26	227	67	114	408
27	239	87	132	458
28	262	105	125	492
29	261	85	125	471

